



世帯状況に応じて必要書類が異なりますので、ご注意ください。

		提出確認欄(口にチェック)		到達	未達	
世帯状況に応じて必要な書類	令和3年 4月～	令和2年1月1日に、川崎市外に居住していた方 ① 令和2年度住民税課税額(非課税)証明書(写し)	父 又は( ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	令和4年 3月	令和元年(平成31年)及びそれ以前の年から育児休業を取得していた方 ② 対象年度の住民税課税額(非課税)証明書(写し)【注3】【注4】	父 又は( ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	入所希望	令和元年(平成31年)中に国外収入のあった方 ③ 令和元年(平成31年)の給与明細書等(写し)	父 又は( ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	令和2年 12月～	平成31年1月1日に、川崎市外に居住していた方 ④ 平成31年度住民税課税額(非課税)証明書(写し)	父 又は( ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	令和3年 3月	平成30年及びそれ以前の年から育児休業を取得していた方 ⑤ 対象年度の住民税課税額(非課税)証明書(写し)【注3】【注4】	父 又は( ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	入所希望	平成30年中に国外収入のあった方 ⑥ 平成30年の給与明細書等(写し)	父 又は( ) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		育児休業中(取得予定を含む)又は産休中の方 ⑦ 育児休業期間に関する同意書		<input type="checkbox"/>		
		入所希望年月から1年以内に就労先を変更した方(前職の退職から2か月以内の就労先の変更に限る) ⑧ 前職の就労証明書(退職日記載)、離職証明書(写し)、前職の源泉徴収票(写し)、前職の給与明細書(写し)等、前職での就労時間・日数・退職日が確認できる書類		<input type="checkbox"/>		
		保護者のいずれかが長期不在(単身赴任等)している方、又はする予定の方 ⑨ 長期不在証明書 又は 単身赴任がわかる会社発行の書類(辞令等)のいずれか		<input type="checkbox"/>		
		市外からの申請の方(川崎市内に転入予定の方) ⑩ 転居先の住所・転居予定日(引き渡し日)等が確認できる、物件売買契約書(写し)、賃貸借契約書(写し) 社宅・寮への入居予定は会社発行の証明書、市内在住の親族宅への転入は「転入に関する誓約書」が必要です。		<input type="checkbox"/>		
		申請児童が認可外保育施設等を利用している方 ⑪ 契約書(写し)・連絡帳(写し)[最初の登園日と直近登園日のページ] 又は 在園・受託証明書		<input type="checkbox"/>		
		申請児童が障害を有している方 ⑫ 障害者手帳(写し)、特別児童扶養手当証書(写し)、診断書(障害と同程度と確認できるもの) のいずれか		<input type="checkbox"/>		
		保育士等の資格を有し、川崎市内の保育施設にて所定の保育業務に従事する(予定を含む)の方 ⑬ 保育業務従事申告書兼誓約書 及び 保育士等の資格を証する書類(写し) * 利用案内P14を参照		<input type="checkbox"/>		
		9園以上保育所を希望する方 ⑭ 別紙(保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳)		<input type="checkbox"/>		
		⑮ その他 ( )		<input type="checkbox"/>		

【注3】提出の要否及び必要な市民税課税額(非課税)証明書の年度については、利用案内P12の《課税証明書の提出の要否・必要年度フローチャート》でご確認いただくか、区役所・地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。

【注4】市内在住で対象年度の課税状況が確認可能な方は、提出不要です(市内在住でも確認ができない方は提出して下さい。)

- 提出書類は、**申請受付期間内に必ずご提出ください(不備等により書類の再提出や追加提出の場合も同様です)**。  
締切日までに必要な書類の提出が確認できない場合は、書類不備のままランク判定等を行うこととなりますが、状況次第ではランク判定等もできず、利用調整できないことがあります。また、提出書類の内容に虚偽があった場合は、内定や決定を取り消すこともあります。
- 一度提出された書類は返却できません。また、コピー等をお渡しすることもできません。書類提出前にコピーを取り、お手元に保管しておくことをおすすめします。
- 必要な書類の提出や追加提出等に際して、郵送された場合の郵送事故等への対応はできません。